

③ よくあるお問合せ

原子力規制庁保障措置部門
2026年4月20日

1. 目的
2. 計量管理規定の変更認可申請に関するよくある問合せ
3. DIQ改定に関するよくある問合せ
4. 管理されたアクセスに関する注意事項

- 計量管理規定の変更認可申請や設計情報質問表(DIQ)改定時において、事業者から寄せられることの多い問合せ事例を紹介することにより、これらの手続に関する理解を深め、事業者側、規制側双方において円滑な手続の実施に資することを目的とする。
- また、補完的なアクセス(CA)時に管理されたアクセス(Managed Access)を IAEA に事前に提示する際の留意点について説明する。

2. 計量管理規定の変更認可申請に関するよくある問合せ

➤ 国際規制物資の使用等に関する規則(国規則)関連の質問

質問	回答
Q.1 経過措置というのは、提出様式だけでなく、国規則全体が旧ルールのまま適用されるという意味でしょうか？	A.1 いいえ、そのような意味ではありません。 経過措置は、提出様式に関する取扱いに限って設けられているものであり、国規則全体が旧ルールのまま適用されるというものではありません。 国規則の改正後は、原則として改正後の規定が直ちに適用されます。一方で、附則において定められた経過措置により、一定期間に限り、報告や届出に用いる「様式」については旧様式の使用が認められているという整理になります。
Q.2 経過措置が今年9月で終わるとのことですが、それまでに計量管理規定を新しい国規則に合わせて変更しないと問題になりますか。	A.2 いいえ、今年9月末までに必ず計量管理規定を新しい国規則に合わせて変更しなければならない、という法的な義務はありません。 ただし、規定本文が旧国規則の条文番号や報告書名称のままとなっている場合、実務上の分かりにくさや、確認作業の負担が増えることが想定されることから、早めに新国規則を反映した規定へ変更することを推奨します。

2. 計量管理規定の変更認可申請に関するよくある問合せ

➤ 組織改正、人事異動関連の質問

質問	回答
Q.3 組織名や役職名の変更のみの場合、変更後に計量管理規定の変更認可申請を行っても差し支えありませんか。	A.3 計量管理規定に明記されている組織名や役職名を変更する場合は、原則として、その変更前に計量管理規定の変更認可申請を行い、認可される必要があります。万が一変更申請漏れ等が分かった場合は、速やかに原子力規制庁にご相談下さい。そのようなケースでは、申請時に遅延理由書の添付をお願いしています。
Q.4 国規則改正への対応を行う前に、組織改正に伴う変更のみを先に計量管理規定の変更認可として受けることは可能でしょうか。	A.4 国規則改正への対応を行う前であっても、組織改正（組織名、役職名の変更等）に伴う変更のみを内容とした計量管理規定の変更認可申請を先行して行うことは可能です。ただし、規定本文が旧国規則の条文番号や報告書名称のままとなっている場合、実務上の分かりにくさや、確認作業の負担が増えることが想定されることから、早めに（できれば組織改正に伴う変更の際と一緒に）新国規則を反映した規定へ変更することを推奨します。
Q.5 法人の代表者（社長）の変更があった場合、計量管理規定の変更認可申請を行う必要はありますか。	A.5 一般的に、計量管理規定の本文には、法人の代表者（社長）名は記載されていません。そのため、本文に代表者名の記載がない場合には、代表者の交代のみを理由として計量管理規定の変更認可申請を行う必要はありません。

2. 計量管理規定の変更認可申請に関するよくある問合せ

➤ 申請手続関連の質問

質問	回答
Q.6 ホームページ掲載用のマスキング済み資料は、事業者が用意する必要がありますか。	A.6 はい、事業者において用意していただく必要があります。 計量管理規定の変更認可申請に当たっては、ホームページ公開用(マスキング済み)の申請書、新旧対照表等の資料を、事業者が作成、提出してください。公開用として提出された資料を規制庁のホームページで公開した後に、マスキングの不足、不備によって非公開情報を公開してしまった場合には、規制庁では責任を負うことはできません。
Q.7 国立研究開発法人は国と同じ扱いになるため、「認可」ではなく「承認」になるという理解でよいですか。	A.7 いいえ、必ずしもその理解ではありません。 国立研究開発法人の場合、原則として「認可」となります。 計量管理規定に関する手続において、「承認」となるのは、法令上、当該法人を国とみなす旨の明確な規定がある場合に限られます。 例えば、国立大学法人については、関係法令にその根拠規定があるため「承認」となりますが、国立研究開発法人については、一般にそのような根拠規定がないため、「認可」として取り扱うこととなります。

➤ コード(Code)関連の質問

質問	回答
<p>Q.1 核燃料物質の在庫量は増えていないものの、核燃料物質の貯蔵スペースが増設されました。このような場合、DIQの変更はCode 3.1.8に基づいて行うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>A.1 核燃料物質の貯蔵スペースが増設された場合、当該変更は、核燃料物質の取扱い可能量や取扱い形態に影響を及ぼし得る変更であり、重大な変更には該当すると考えられます。</p> <p>このため、貯蔵スペースの増設により、結果として核燃料物質の取扱い量の増加が可能となる場合には、DIQの変更はCode 3.1.6に基づいて行う必要があります。</p> <p>Code 3.1.6に該当する具体的な例としては、以下のようなケースが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 核燃料物質の貯蔵場所の新設又は変更・ 核燃料物質を使用又は取り扱う場所の変更・ 核燃料物質の使用量又は貯蔵量(制限量)の変更 など <p>これらはいずれも、補助取極及び計量管理規定等において、重大な変更として整理されている事項に該当します。</p> <p>したがって、貯蔵スペースの増設を伴う変更については、在庫量の実績増減の有無にかかわらず、原則としてCode 3.1.6に基づく対応が必要となります。</p>

3. DIQ改定に関するよくある問合せ

➤ コード関連の質問（続き）

質問	回答
Q.2 事業等に係る変更許可申請を提出した後、補正申請を求められました。Code 3.1.6に規定されている「提出後速やかに」とは、初回の許可申請提出後を起点とするとの理解でよろしいでしょうか。	A.2 Code 3.1.6に規定されている「提出後速やかに」とは、事業等に係る変更許可申請を政府に初回提出した後を起点とする趣旨です。そのため、補正申請を求められた場合であっても、原則としては初回の変更許可申請提出後、速やかに情報提供を行うことが求められます。なお、補正申請の内容が設計情報に実質的な変更を伴う場合には、その内容やタイミングを踏まえ、個別に対応を検討する必要があります。

(参考)

DIQ変更項目	DIQ変更に係る情報を提出するタイミング
重大な変更案 (Code 3.1.6)※	関連した許可申請書等を政府に提出、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更を提出した後、速やかに
重大な変更 (Code 3.1.7)※	重大な変更の完了後、可能な限り速やかに
重大でない変更 (Code 3.1.8)※	変更を完了した後、最初の在庫変動報告と同時に

※ 補助取極 (Subsidiary Arrangement) に規定

➤ コード関連の質問（続き）

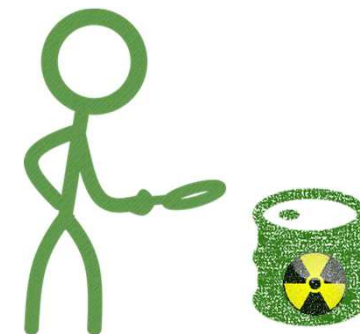
質問	回答
<p>Q.3 ある設備を増設する変更許可申請に伴い、Code 3.1.6 に基づく変更としてDIQを改訂、提出しました。</p> <p>その後、設備増設のスケジュールに変更が生じましたが、この場合、スケジュール変更を反映したDIQを改めて提出する必要がありますか。</p>	<p>A.3 Code 3.1.6 に基づき提出したDIQは、重大な変更計画の内容を事前に提供するものであり、当該変更が完了するまでの間、記載内容は「計画段階の情報」として位置付けられます。</p> <p>そのため、設備増設の内容自体に変更はなく、実施スケジュールのみが変更された場合には、原則として、スケジュール変更のみを理由にDIQを直ちに改定する必要はありません。</p> <p>一方で、スケジュール変更に伴い、設備仕様、設置場所、核燃料物質の取扱量や取扱方法など、DIQに記載した設計内容に影響が生じる場合には、当該変更内容を反映したDIQを、Code 3.1.6 に基づき適切な時期に改訂、提出する必要があります。</p> <p>なお、設備増設が完了した後は、Code 3.1.7 に基づき、完成した設計情報を反映したDIQを、速やかに提出する必要があります。</p>

➤ コード関連の質問（続き）

質問	回答
<p>Q.4 施設が廃止措置段階に移行したことを踏まえ、当該段階に係るDIQを作成、提出しました。その後、廃止措置の進捗や施設状況の変化に応じて、DIQはどのようなタイミングで改訂することが適切でしょうか。</p>	<p>A.4 施設の廃止措置段階に係るDIQの改訂については、廃止措置の進捗に伴い、設計情報に変更が生じたタイミングに応じて判断することが基本となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 廃止措置の進捗に伴い、補助取極や施設附属書(FA)において重要な設備(Essential Equipment)として整理されている設備の変更や撤去が完了した場合には、当該変更内容を反映し、Code 3.1.7に基づいてDIQを改訂します。・ 上記以外の変更で、重要設備に該当しない設備の変更や記載の整理等については、Code 3.1.8に基づき、変更完了後、最初の在庫変動報告と同時にDIQを改訂します。 <p>このように、廃止措置段階においては、廃止措置の進捗に応じてDIQを段階的に改訂していくこととなります。</p> <p>ただし、施設の特性や廃止措置の状況を考慮し、IAEAとDIQ改訂手続きについて個別に合意している例外的な取扱いもあります。例えば、設備の撤去が継続的に進捗する施設においては、当該進捗の状況を踏まえ、年1回(PIVの2カ月前目途)変更内容を集約し改定を行うという取扱いについて、IAEAと合意しています。</p> <p>DIQの改訂は、原則として変更内容やその重要性に応じて判断しつつ、必要に応じてIAEAと協議の上、施設の実情に即した改訂手続きを整理することが適切です。</p>

補完的なアクセス（CA: Complementary Access）

- 実施目的
 - 未申告の核物質の使用や原子力活動が行われていないことの確認
 - 追加議定書に基づく申告情報の正確性及び完全性に関する疑義や不一致の解消
 - 廃止状況の確認
- 実施場所
 - 原子力サイト
 - 拡大申告情報に係る核物質を用いない場所
 - 廃止措置のとられた施設 など
- 活動内容は目的・場所によって異なり、目視確認、環境サンプリング、放射線量測定、封印（核物質が存在するサイトに限定）などが行われる。
- IAEAは、少なくとも24時間（※査察や設計情報検認が行われている場合は、2時間前）に日本に対して、アクセスの理由と実施活動を記載した通告を行う。
- 「**管理されたアクセス(Managed access)**」は、核不拡散上機微な情報の保護や、安全、防護上の要求を満たすため、財産的価値を有する情報、商業上機微な情報を保護するために可能である。ただし、**IAEAの目的を達成するための活動を妨げてはならない。**



(参考) 管理されたアクセス (追加議定書第7条)

Managed Access

- a. 日本国政府及び機関は、日本国政府が要請する場合には、核不拡散上機微な情報の普及を防止し、安全上若しくは防護上の要件を満たし又は財産的価値を有する情報若しくは商業上機微な情報を保護するため、この議定書の下で実施する管理されたアクセスについての取決めを作成する。この取決めは、機関が、関連の場所において申告されていない核物質が存在せず又はそのような原子力活動が行われていないことについての確証を得る上で必要な活動(第2条に規定する情報の正確性及び完全性に関する疑義を解消し又は情報の整合性に関する問題を解決する上で必要な活動を含む。)を行うことを妨げるものであってはならない。
- b. 日本国政府は、第2条に規定する情報を提供する時に、管理されたアクセスによる可能性のあるサイト内その他の場所を機関に通報することができる。

4. 管理されたアクセスに関する注意事項

Text prepared on: 2000-10-23

Revised on: 2000-12-01

Code 18.2 - Model

Reference: Additional Protocol

Article 7.b.

MANAGED ACCESS IDENTIFICATION

(see Code 14.4)

Date: 2023-3-25

Name of site / location	Declaration No. / Entry No.	Name of Place	Description of need for Managed Access (see Note)
KYUS2			

Note:

In order to

- (1) Prevent the dissemination of proliferation sensitive information;
- (2) Meet safety requirements;
- (3) Meet physical protection requirements;
- (4) Protect proprietary information;
- (5) Protect commercially sensitive information.

- **24時間前CAの場合は**、CA当日にサイト内の建物において、工事などを理由にアクセスできない場合や点検のためにブローが停止している場合は、事業者の管理の下で全面マスク及びタイベックスーツを着用すれば入域できるなどの情報を収集して、**原則、前日のうちにJSGOへ情報提供して下さい。**
- **2時間前CAの場合は**、2時間前通告として建物通告を受領した後、管理アクセスが必要な建物等の有無について速やかに確認し、**管理アクセスの必要性が判明したらすぐに現場でIAEA査察官とJSGO査察官に伝えて下さい(口頭でも可)。**
- **ただしいずれの場合も**、アクセス拒否(不可)とならないように注意が必要です。**可能な限り入域できるようにするための方法をご提供下さい。**

管理されたアクセスについては、事前の情報整理と速やかな提示が、IAEAによる円滑なCA実施の鍵となります。ご理解とご協力をお願いいたします。